

国民年金のお知らせ

老齢年金を受けられる人が増えました

これまでは、国民年金保険料の納付や、厚生年金等の加入、保険料納付免除の期間等を累計し、25年以上あることが老齢年金の受給資格でした。

しかし、平成29年8月1日時点で上記の資格期間が25年から10年に緩和され、現在、65歳以上で老齢年金を受給できなかった方も新規で受給できる可能性があります。

国民年金
保険料納付



厚生年金加入
共済年金加入



保険料免除期間 ※
合算対象期間

※ 一部免除の場合は、未納では資格期間に含まれません。

25年 → 10年に短縮!

該当する方には、日本年金機構から「年金請求書（短縮用）」が送付されますので、到着しましたら役場町民課窓口までお手続きに来庁ください。

○必要な書類等は下記のとおりになります。

- ・通帳、印鑑（シャチハタ以外）
- ・年金手帳（配偶者がいる方は、併せて用意願います）
- ・住民票（役場で交付します）
- ・戸籍謄本、所得証明書（配偶者のいる方、役場で交付します）
- ・雇用保険被保険者証（雇用保険に加入したことがある方のみ）

○もし、上記資格期間が10年に満たしておらず、年金を受給されていない方は、国民年金に任意加入し保険料を納めることにより、受給資格を満たせる可能性があります。（60歳以上70歳未満の方が任意加入できます）

○資格期間については、日本年金機構にお問い合わせください。

- ・ねんきんダイヤル 0570-05-1165
- ・函館年金事務所 0138-82-8001

★次回の年金相談日のお知らせ★ **5月11日(木)**

場所 福島町役場 **時間** 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎47-4681